

○御嵩町剪定枝粉碎機貸出事業実施要綱

平成31年3月20日

訓令甲第12号

(目的)

第1条 この要綱は、剪定枝粉碎機（以下「粉碎機」という。）を貸し出すことにより、剪定枝を堆肥化する等の有効利用を促進し、もって廃棄物の減量及び資源化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 粉碎機の貸出しを受けることができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 御嵩町内に住所を有する個人
- (2) 御嵩町内の自治会及びボランティア団体等の代表者
- (3) その他町長が認める団体

(貸出機種)

第3条 粉碎機の貸出機種は、電気式粉碎機とする。

(貸出期間等)

第4条 粉碎機の貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて連続した5日以内とする。

2 貸出日は、月曜日から金曜日とし、返却日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たるときは、その日以降においてその日に最も近い休日等でない日を返却日とすることができる。

(貸出申請等)

第5条 粉碎機の貸出しを受けようとする者は、町長が別に定める日までに、剪定枝粉碎機貸出申請書（別記様式第1号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、粉碎機を貸し出すものとする。

(貸出方法)

第6条 粉碎機の貸出方法は、粉碎機の貸出しを受ける者（以下「利用者」という。）が貸出日に環境衛生事務を担当する課（以下「担当課」という。）へ出向き、粉碎機を引き渡す方法とする。

(利用料)

第7条 粉碎機の利用料は、無料とする。ただし、当該粉碎機の利用に伴う電気料金等の費用は、利用者の負担とする。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 粉碎機により粉碎した剪定枝等は、堆肥等として有効利用し、町が実施するごみ収集に排出しないこと。
- (2) 粉碎機を利用する際は、騒音及びごみの散乱等に十分配慮すること。
- (3) 粉碎機に異常がある場合は、担当課に報告し、その指示に従うこと。
- (4) 粉碎機を第三者に転貸しないこと。
- (5) 粉碎機を営利目的に利用しないこと。

(6) 粉碎機の取扱いには十分注意し、処理能力を超えて使用しないこと。

(利用の中止)

第9条 町長は、利用者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかった場合には、当該粉碎機の貸出しを中止することができる。

(返却方法)

第10条 粉碎機の返却方法は、利用者が返却日までに、担当課が指定する場所に粉碎機を運搬し、担当課職員に引き渡す方法とする。

(利用報告書)

第11条 利用者は、返却する際に剪定枝粉碎機利用報告書（別記様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(事故等の処理等)

第12条 利用者は、粉碎機を運搬し、及び使用するに当たり、使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき事由により事故が発生したときは、自らの責任においてこれを解決するものとし、町は当該事故による損害賠償の責めを負わない。

2 利用者の責めに帰すべき事由により粉碎機を滅失し、若しくは毀損し、又は汚損したときは、町長の指示に従い、その損害を賠償し、又は原状に復さなければならぬ。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。